

2011年(平成23年)6月15日 制定
 2014年(平成26年)4月24日 改正
 2016年(平成28年)10月19日 改正
 2022年(令和4年)1月27日 改正

情報化評議会(CI-NET) 活動成果物公開方針

一般財団法人建設業振興基金
 情報化評議会

1. 基本方針

建設分野の情報化を推進するためには、CI-NETの成果が業界で広く利用できる成果運用が不可欠である。このため、当評議会の成果物は、評議会会員の便益が阻害されないよう配慮した上で、公開することを基本方針とする。

2. 活動成果物公開方法

公開に当たり基本的枠組みを以下の方向とするが、具体的扱いについては政策委員会にて確認し進めることとする。

成果物区分		利用者区分		自己利用*1		事業化目的利用	
				会員	非会員	会員	非会員
				CI-NET 会員	非会員	CI-NET 会員	非会員
標準 B 等	標準メッセージ		○	○	○ (利用登録)	同左	
	資機材コード		○	○	○ (利用登録)	同左	
	マニュアル類		○	○	○	○	
ド ク ユ メ ン ト 等	ド ク ユ メ ン ト 類	仕様、資料等(含む実装規約) (含む印刷物、PDF等)	○	○	(個別対応)	(個別対応)	
	プ ロ グ ラ ム 類	ロードモジュール、 操作マニュアル等	○	(個別対応)			
		ソースモジュール、 システム仕様書等	(個別対応)	(個別対応)			

*1:自己利用、例えば契約締結あるいは取り決め等において取引先等へ公開する場合、事業化目的利用とならないようにすること。

【用語の説明】

- ・ 自己利用 自社内業務の情報化を目的とした利用
- ・ 事業化目的利用 自社の商品として第三者に利用させることを目的とした利用
- ・ ○ 提供媒体費用および送料等は実費負担。
- ・ 個別対応のうち網掛け部分

活動成果物の利用の範囲、利用形態等の契約締結、協議等が必要なもの
 以上